

加入方法

加入申込

個人又は除、もしくはクラブ等ごとに、 所定の婦人消防隊員等福祉共済制度加 入中込書に加入者の氏名等を連記し、掛 金を添えて市町村(消防本部)の担当 者に加入中込をします。

※できるだけ加入月の前月までに御願いします。

加入手続

市町村(消防本部)の担当者は、所定 の加入申込書を加入月の15日までに都 適府県消防協会を通じて、日本消防協 会に提出します。同時に掛金を同様の 方法により送金します。

加入資格

年齢満76歳未満の婦人消防隊員及び婦 人防火クラブ員等で、加入申込時に健康 な人。

加入時期

毎年・4月1日

※7月1日、10月1日及び1月1日の 加入もできます。

掛金額

掛金 - 年間800円(4月1日10人の場合) 中途加入 加入時期 7月1日 10月1日 1月1日

場合 掛金額 600円 400円 200円 保証期間

加入日から翌年3月31日までとなります。

加入日・4月1日

加入日・10月1日 翌年3月31日まで

共済金の給付

1. 弔慰金又は重度障害見舞金

<1> 災害発生時等の防災活動に従事中の事故により死亡 又は重度障害状態の場合 50

500万円

なおり災活動(<1>の防災活動を除く)に従事中の事故により死亡又は重度障害状態の場合

300万円

<3> 上記以外の事由で死亡又は重度障害状態の場合

30万円

2.障害見舞金

事故又は疾病による障害状態の場合

25~3万円・障害の等級により

3.入院見舞金

 <1> 防災活動に従事中の事故又は疾病により10日 以上入院した場合
 1日につき600円 (120日を限度)

 <2> 防災活動に従事中以外の事故又は疾病により 20日以上入院した場合
 1日につき600円 (120日を限度)

目次

- 1. 全国消防防災主管課長会議について
- 2. 平成15年(1月~9月)における火災の概要(抜粋)
- 3. 平成15年度 民間防火組織の状況
- 4. 道府県婦人防火クラブ連絡協議会 会長だより
- 5. 地方からの便り
- 6. あなたも危険物取扱者・消防設備士に
- 7. 婦人消防隊員等福祉共済
- 8. 日本防火協会からのお知らせ